

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	松山市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyoy.html

執行機関名 松山市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項第9号 特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1条	松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(平成16年要綱第48号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u>の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「<u>難病の患者に対する医療等</u>」という。)に関し必要な事項を定めることにより、<u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u></p>	<p>市は、体外受精及び顕微授精による不妊治療(以下「<u>特定不妊治療</u>」という。)による<u>経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた者に対し、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成するものとし、その助成に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則(昭和44年規則第6号)に定めるところによる。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(平成16年要綱第48号)</p>